平成２２年（フ）第１５０１３号
東京都葛飾区四つ木４丁目12―23―1101
債務者　柴田　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０１４号
東京都西東京市柳沢１丁目12―６―407
債務者　伊藤　輝美（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０１５号
東京都北区赤羽西３丁目10―27―203
債務者　高山　岳大
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０１６号
東京都品川区西五反田８丁目５－１―204
債務者　土屋　徳正
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０１７号
東京都北区昭和町２－６－６－401、住民票上の住所東京都荒川区西尾久４丁目６－４－419
債務者　高橋　利之
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０１８号
東京都荒川区西尾久８丁目18―７
債務者　村前　淑江
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３４号
東京都文京区小石川１丁目17―１－A602
債務者　渡辺　理有
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３５号
埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目198―２―102
債務者　萩原　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２号
熊本県菊池市旭志麓2915番地84
債務者　村上　由美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１０９９号
東京都西東京市保谷町６丁目25番６―103号
債務者　川端　英雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１２６号
東京都八王子市石川町980番地12
債務者　後藤ひろみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１３５号
東京都八王子市大和田町７丁目18番３―403号
債務者　大宮　妙子（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９９号
東京都国分寺市東恋ケ窪２丁目９番地20ラブリーマンション103
債務者　斎藤　一成
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３号
石川県鳳珠郡能登町字小木カ字11番５地
債務者　桶間　　敬
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第２１４号
静岡県富士市大淵2865番地の８　リシャール富士203号、前住所千葉県佐倉市西志津１丁目10番７―303号
債務者　中野由紀夫
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部